

様式第 2 号（第 5 条関係）

誓約書

第 3 次交通事業者燃油高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について、次の事項を厳守し、万一これに違反し、又は市に対して損害を与えたときは、支援金の交付を取り消され、返還請求をされても一切の異議申立てはいたしません。

- 1 令和 7 年 2 月 1 日現在で八女市内に事業所又は営業所を有し、今後も八女市内において事業を継続するよう努めます。
- 2 第 3 次交通事業者燃油高騰対策支援金交付要綱の規定を順守し、受領した支援金は市内事業所の原油価格高騰対策に使用します。
- 3 私が営む事業において、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する活動は行っていません。
- 4 八女市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではありません。
- 5 支援金受給の前後を問わず、市職員が申請の内容に関する確認のため、現地や書類内容の調査を行うことに同意します。
- 6 偽りその他不正な手段によって交付決定を受けたと市長が判断した場合は、支援金を返還します。
- 7 申請書類の不備等に関して補正を求められた場合は応じます。また、申請期限（令和 7 年 6 月 3 0 日）までに応じなかった場合は、不交付として取り扱われることに同意します。

八女市長

年 月 日

（申請者）
住 所
氏 名（自署）
電話番号